

税務と経営

山村税理士事務所

発行人

税理士 山村嘉清

〒870 大分市城崎町1丁目4-15
-0045

電話 0975 (36) 5231

FAX 0975 (36) 5237

ヒント

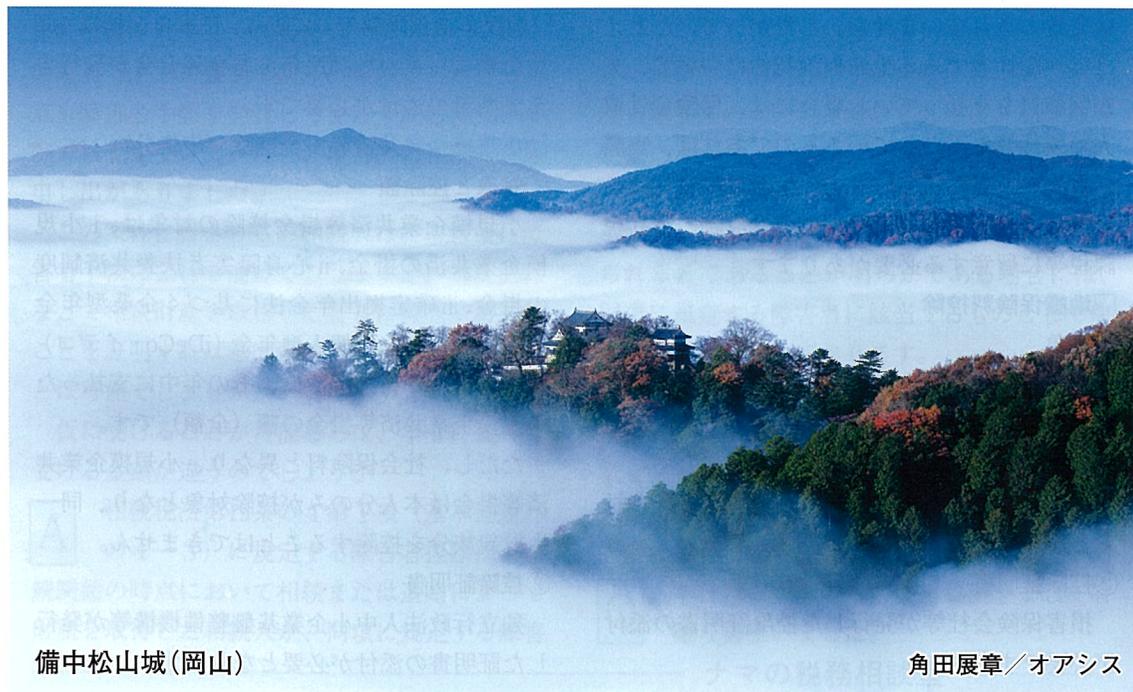
分類する 無駄な努力をしないために、無駄を三つに分類して考えてみます。

- ①「見える無駄」。当事者も無駄であることを意識している。意志の弱さから生まれやすい。
 - ②「見えにくい無駄」。当事者は無駄をしている意識はなく、結果を見ると無駄が発生している。
 - ③「見えない無駄」。原因が本人にはないため、自分でコントロールすることが難しい。
- ①と②は内部要因、③は外部要因です。内部要因の無駄は、自分が注意すれば取り除けます。それを棚に上げて、他人の文句ばかり言っている、事態は変わりません。内部要因の無駄を解消することで、外部要因の無駄にも対応する余裕ができます。(プレジデント・西成活裕東大教授)

ヒント

税務 ミニガイド

国税庁HPでの所得税等の確定申告e-Taxについて、令和4年分から、①マイナンバーカードの読取回数が1回（過去にマイナンバーカード方式での申告者）に、②青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に、③新たに医療費通知情報、公的年金等の源泉徴収票、国民年金控除証明書もマイナポータル連携の対象に、なります。



年末調整

保険料控除の留意点

□保険料控除

年末調整において、従業員から提出された保険料控除申告書に基づいて、次の保険料控除を適用することになりますが、その留意点について確認していきましょう。

□生命保険料控除

①受取人要件

新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料については、保険金受取人のすべてを本人または配偶者その他の親族とするものが対象となります。新個人年金保険料、旧個人年金保険料については、年金の受取人を本人または配偶者が生存している場合にはその配偶者とするものが対象となります。

②控除証明書

旧生命保険料で年間の保険料が9,000円以下であるものを除いて、生命保険会社等が発行した生命保険料控除証明書の添付が必要です。

③契約者と保険料支払者が異なる場合

生命保険料控除の要件は、生命保険料を支払っていることであって、保険契約者であることは要件とされていません。したがって、たとえば妻が契約者である生命保険契約について、夫が保険料を支払っている場合には、保険金受取人の要件等を満たしているものであれば、実際に保険料を支払っている夫の生命保険料控除の対象となりますが、満期保険金受取時の贈与税課税等に留意する必要があります。

□地震保険料控除

①対象

本人または同一生計の配偶者・親族の所有する家屋で常時居住用のもの、生活用動産を保険の対象とする地震保険料を払った場合です。

その他、旧長期損害保険料（経過措置）も対象となります。

②控除証明書

損害保険会社等が発行した控除証明書の添付が必要です。



○自分の大事なものや手に入れられると当て込んでいたものが、不意に横からさらわれる、また、奪われて呆然としている様子を表現するのに、「トンビに油揚げをさらわれる」と言うことがあります。これは、江戸時代に出来た言葉で、火事は江戸の華、大火事に出動する鳶の者（火消し）が、火事場弁当のおかずに油揚げを買い占めてしまうことに由来するそうです。



□社会保険料控除（申告分）

①対象と控除額

本人または同一生計の配偶者・親族が負担すべき社会保険料を支払った場合が対象で、控除額は、その年中に支払った社会保険料の額（全額）です。

②控除証明書

国民年金保険料、国民年金基金の加入者掛金（国民年金保険料等）に限り、日本年金機構（厚生労働省）または国民年金基金連合会が発行する証明書の添付が必要です。

□小規模企業共済等掛金控除（申告分）

①対象と控除額

小規模企業共済等掛金控除の対象は、i 小規模企業共済の掛金、ii 心身障害者扶養共済制度の掛金、iii 確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金または個人型年金（iDeCo・イデコ）加入者掛金で、控除額は、その年中に支払った小規模企業共済等掛金の額（全額）です。

ただし、社会保険料と異なり、小規模企業共済等掛金は本人分のみが控除対象となり、同一生計親族分を控除することはできません。

②控除証明書

独立行政法人中小企業基盤整備機構等が発行した証明書の添付が必要となります。

最新の役員給与と 役員賞与の推移

2月、財務省の財務総合政策研究所は2020年度に行った基幹統計調査である「法人企業統計調査」の結果を公表しました。

この統計調査の中には、業種別、資本金階級別の役員報酬や役員賞与の金額などを表しており、今回はそれらに関して考えてみます。

1. 役員報酬と役員賞与とは？

役員とは法人において業務執行や監査の権限を有する者のことで、会社においては取締役や会計参与、監査役などのことを指します。そして、その役員らが受け取る、「役員報酬」は法人税法第34条において、支給時期が1か月以下の一定の期間ごとの給与と定め、その役員報酬と役員退職給与以外の報酬を「役員賞与」という取り扱いをしています。

2. 2020年度の役員給与と役員報酬

2020年度の統計年報では、金融・保険業を除いた全産業の平均役員報酬は約466万円であり、平均役員賞与は約13万円でした。また、全体による平均役員報酬の上位5業種は、1位から純粋持株会社の約1,220万円、化学工業の約897万円、非鉄金属製造業の約835万円、自動車製造業の約797万円、鉄鋼業の約758万円でした。

ちなみに、1位の純粋持株会社とは自らは事業活動を行わず、主に子会社の指揮監督を目的とした会社です。

また、やはり資本金が大きいほど役員報酬額も大きくなる傾向があります。全産業において資本金1,000万円未満の企業の平均役員報酬が約358万円であるのに対し、資本金10億円以上の企業になると約1,771万円となっています。

3. まとめ

金融・保険業以外では58業種、金融・保険業については10業種でそれぞれ資本金階級別に集計されていますので、「財務省財務総合研究所」のHPで確認することで、自身の業種の状況が分かるのではないのでしょうか。

ナマの税務相談室

Q 令和3年4月に相続が発生し令和4年2月に相続税の申告を提出済みの案件ですが、相続人が相続財産を取得した相続開始時点ですでに難病であり、相続税の申告日時点も障害者手帳を発行してもらうために大学病院で検査を受けていたと、申告後に相続人から申し出がありました。

この案件に付き、この相続人は、申告後に障害者手帳の発行を受けておりますが、通院記録などで相続財産を取得したときに難病であったことを証明すれば障害者の税額控除を受けることは可能でしょうか。

仮に受けることが可能ならば、年齢によって受ける金額が違うのでしょうか

A 相続税法第19条の4第1項（基本通達19の4-3）に規定する障害者控除は、相続開始の時点において相続または遺贈によって財産を取得した相続人が、同項に規定する障害

相続開始時に認定を受けていない障害者の障害者控除

者であることが必要ですが、相続開始時において身体障害者手帳の交付を受けていない者であっても、相続税の申告書を提出するときにおいて、同手帳の交付を受けていること又は当該手帳の交付を申請中であること及び当該手帳の交付を受けるための医師の診断書により、相続開始の時の現況において明らかに当該手帳に記載されている程度の障害があると認められる者であることが明らかである場合には、同項に規定する障害者に該当するものとして取り扱うこととされております。

税額控除金額のご質問ですが、やはり前述規定によると当該障害者が85歳に達するまでの年数を基準として計算されます。

一般障害者の場合は年数あたり10万円、特別障害者の場合は20万円です。

Q 本日はごいろいろとご指導頂きまして有難う御座いました。

ナマの税務相談室

相続税法第58条の改正

相 続税法第58条に、市町村長等は、死亡届書を受理した場合、翌月末までに所轄の税務署長に届書記載事項を通知しなければならないとの義務が定められています。

二 の条文が今年改正されました。死亡届事項の通知義務者が法務大臣に、通知先が国税庁長官に変わり、市区町村長の通知義務の対象が、当該死亡者所有土地・家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項に変わりました。通知期限は翌月末までです。この改正の施行期日は、令和6年3月1日又は改正戸籍法施行日(令和6年5月31日までの日)のいずれか遅い日です。

三 こにある改正戸籍法というのは、デジタル戸籍の

作成の主体を市区町村から、戸籍事務機関委任の委託元の法務省に移し、市区町村長は、届書・申請書等の戸籍記載に必要なものを受理した場合に、当該届書等を電子化画像情報にして法務大臣に送信し、法務大臣は、その画像情報を基に磁気ディスクに記録する、というものです。その結果、税務サイドへの通知の主体が市区町村長から法務大臣に変わる事になり、それに対応して通知先も、所轄税務署長から国税庁長官に変わったわけです。

ま た、法務大臣からの通知は、デジタル戸籍が前提であり、これはそもそも、デジタル・ガバメント推進の国家戦略の一環としての施策な

ので、オンラインでの通知が必然となりますが、市区町村からの死亡者所有土地・家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項通知は、従来の通知義務履行と同じく書面での通知も可能なようです。

市 区町村長から所轄税務署長への通知の対象の、土地・家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項については、今年の税制改正で新たに加わったものです。ただし、財務省HPの改正税法の解説には、すでに事実として「その通知に係る被相続人の所有していた固定資産課税台帳に登録されている土地、家屋及び償却資産等に関する資料を併せて送付することになっていました」と書かれています。そう出来た根拠は示されていないので、今年の改正で、正式に法定化することで、グレーの解消にしたのかもしれない。

「小気味よき寒さとなりぬ年の暮れ 立子」
 早いもので、師走です。一年の締めくくり。歳末商戦、ボーナスの支給、年末調整、お歳暮の贈答、年賀状の準備等々、何かと忙しい月です。ミスや漏れがないようにしましょう。官庁御用納めは28日です。行く年、来る年。「ゆく年や蕎麦にかけた海苔の艶 万太郎」
 7日大雪、22日冬至。



問題解決を図るよりも、新しい機会に着目して創造せよ。
 (ピーター・ドラッカー)

12月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○11月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	12日	○11月分個人住民税特別徴収分の納付(特例適用者は6か月分)
○10月決算法人の確定申告	(翌年)	○10月決算法人の確定申告
○5年4月決算法人の中間(予定)申告	1月4日	○5年4月決算法人の中間(予定)申告
○給与所得者の年末調整等源泉徴収事務	(本年最終の給与支払日まで(地方条例による))	○固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。